

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	和歌山県白浜町	区分	単独・直営+委託 (社協)
キーワード	町単独による中核機関整備、既存機関の活用、自治体と社協の連携		

行政と社協の連携による「機能分散型中核機関」の取組

I. 概要

1. 自治体概要

人口	21,448人
面積	200.98km ²
高齢化率	37.4%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	35人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	258人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	210人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
43人	27人	10人	3人	3人

(2018年4月11日時点)

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	0件	0件	0件	0件
内訳	高齢者	0件	0件	0件
	障害者	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0人	0人	0人	0人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶町単独・行政と社協の「機能分散型」による中核機関

町と町社協を合わせて中核機関に位置づけ（「機能分散型中核機関」）、内容や必要性に応じ、連携対応や分担を行う。

▶まずは中核機関を立ち上げ、広報・啓発機能を展開

どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整えるため、まず中核機関の整備に着手、広報・啓発機能から取組を開始。

▶既存の会議に受任調整機能を追加

町長申立案件の候補者の選定について、虐待対応の「コアメンバー会議」に調整機能を追加

既存機関の活用

計画の策定

条例の制定

取組

定住自立圏域

支援検討

アセスメント・窓口周知

広報・相談、

調整

他制度との連携

相談受付の工夫

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

後見人候補者

法人後見

親族申立の相談・支援

活用

補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

モニタリング・バックアップ

取り扱い

個人情報

意思決定支援

連携

都道府県等との

協議体、合議体の設置

連携

当事者団体との

家裁との連携

不正防止(効果)

連携

専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2014 (H26) 年 2月	モデル事業（安心生活創造推進事業補助金）を活用して「成年後見支援センター」を設置し、運営を白浜町社会福祉協議会に委託。 Point 1
2015 (H27) 年 4月	モデル事業廃止に伴い、地方創生先行型交付金により事業継続。
2016 (H28) 年 4月	補助要件から外れたため「成年後見支援センター」の委託は行わず、社会福祉協議会の本来業務である総合相談の一環により、法人後見業務を含め「権利擁護」に関する相談援助業務を実施。
2019 (H31) 年 12月	障害者総合支援法／地域生活支援事業／成年後見制度普及啓発事業により、広報・啓発機能を委託（行政と合わせ中核機関として位置づける）。
2021 (R3) 年	第4期地域福祉計画に包含する市町村計画のためのニーズ調査実施（予定）。 Point 2



POINT

Point 1

成年後見に関する取組を早い段階から進めてきたため、既存の仕組みがありました。具体的には、2013（H25）年頃から行政と社協の間で成年後見支援センターの立ち上げについての協議を行っていました。

2014（H26）年に国のモデル事業に関わり、白浜町がセンターを設置し、社協に運営を委託するという形でセンターの立ち上げを行いました。

当時は、社協が法人後見を実施していましたが、1法人では受任件数等も限られ、受け皿不足が見込まれました。そのため、障害、高齢の分野横断的に支援できるような体制づくりをめざしてこのセンター構想が立ち上がりました。

Point 2

市町村計画の策定は、第4期地域福祉計画の中に入れ込む予定です。

計画策定に向け、2021（R3）年に後見ニーズについての調査を実施し、計画に反映させていくことを考えています。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが増加する中、介護支援専門員等にアンケート調査等を実施する必要があると考えています。

中核機関における相談対応について おしえてください

はじめから成年後見の相談があるわけではなく、介護保険の申請の機会等に、認知症の症状があることを把握し、成年後見の検討が必要、と結びつくようなケースが多いです。

担当職員（町役場3名・町社協3名の社会福祉士・精神保健福祉士等）が相談に対応するとともに、成年後見制度に関するスキルアップを図っています。

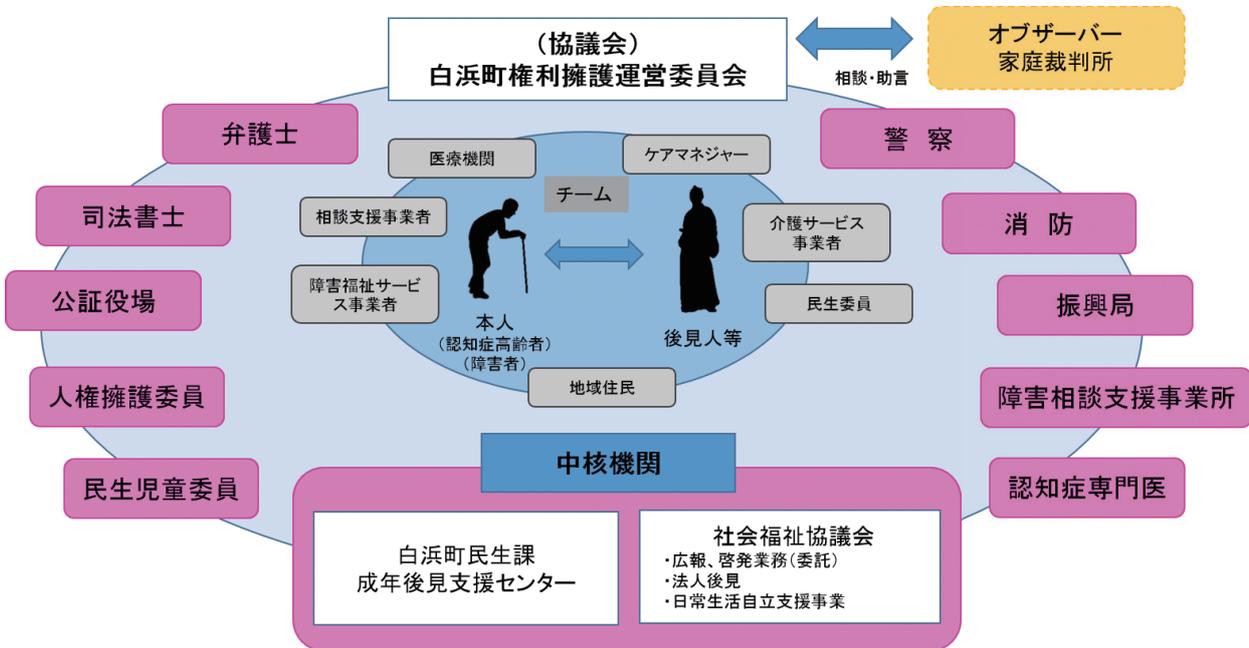


Ⅲ. 白浜町における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

2014（H26）年に協議会を設置しました。当時は、成年後見支援センターを整備、社協が受託し、センターの運用を協議する協議会と、虐待防止ネットワーク会議を兼ねた協議会がありました。平成30年度にはそれらを成年後見制度の利用促進に向けた協議会という位置付けに改変しました。

協議会には弁護士会、司法書士会、公証役場、人権擁護団体のほか、警察、消防等も参加しています。また、県、障害者関係の事業者等で組織された委員会からも参加しています。また、2018（H30）年度からはオブザーバーという形で家庭裁判所が協議会に参加しています。



出典：白浜町における「後見制度の利用促進に関する取り組み」の資料より

2. 市民後見人の養成について

2013（H25）年に和歌山県社協が県からの委託で、社会貢献型の市民後見人養成講座を開始しました。白浜町からも町民数名に加えて社協職員が本研修を受講し、修了しました。そのうち町民5名は現在、日常生活自立支援事業の支援員をしています。

和歌山県の養成講座は2018（H30）年度で終了となりました。厚生労働省のカリキュラムに基づく市民後見人の養成を市町村単位で実施するのは、講師の確保等の関係から難しいと考えており、県による養成講座の再開を要望しています。

3. 「機能分散型」の中核機関について

白浜町では、行政と社協の両方を中核機関として位置付け、双方が役割分担をして中核機関の機能を担う「機能分散型」として整備しました。「広報機能」、「相談機能」に関しては、行政と社協がそれぞれ実施しています。「利用促進機能」（受任調整・マッチング）に関しては、町長申立案件について、候補者の選定を虐待対応の「コア

メンバー会議」にて検討しています。社協の法人後見の受任が考えられるケースにおいては、社協も同席しています。

また、困難ケースに関しては、1. 記載の協議会（権利擁護運営委員会）（専門部会）に相談・助言を依頼し、弁護士会、司法書士会の協力を得ています。

中核機関(地域連携ネットワーク事務局)	
民生課(高齢:包括、障害:福祉係) (成年後見支援センター)	白浜町社会福祉協議会
③ 利用促進機能(受任調整・マッチング) <small>※市町村申立て案件について申立決定、候補者選定をコアメンバー会議(虐待対応)で検討 ※法人後見受任ケースにおいては社会福祉協議会にも同席を依頼 ※困難ケースに関しては協議会(権利擁護運営委員会)(専門部会)に相談・助言を依頼</small>	
① 広報機能 ② 相談機能 ④ 後見人支援機能(市民後見、親族後見) 成年後見制度利用支援事業(町長申立、報酬助成)	① 広報機能 ② 相談機能 ④ 後見人支援機能(市民後見、親族後見) 法人後見業務 日常生活自立支援事業

※①～④の機能は国基本計画における中核機関の4つの支援機能

出典：白浜町における「成年後見制度の利用促進に関する取り組み」の資料より

担当者より

白浜町では既存の仕組みを活用したので、中核機関の立ち上げはそれほど苦しみませんでした。難しく考えすぎず、既存の権利擁護関係の取組をスライドすることや、まずは立ち上げてみて、その後で段階的に整備を進めることを検討すればよいのではないのでしょうか。

町としてよかったことは、社協との連携が強まったこと、制度周知を図ってきた成果として親族や地域の支援者の方々からの相談が増えてきたことが挙げられます。相談件数のうち高齢の部分だけでも2018年の約50%増となっています。これまで後見が必要だけれども使えてなかった方々を支援につなぐことができているのではと思います。市町村長申し立ても、ここ数年は申立実績がありませんでしたが、2019年度には高齢で2件、障害で1件の申立ての準備を進めているところです。



■参考URL 連絡先

白浜町民生課地域包括支援センター
TEL：0739-43-6596

白浜町社会福祉協議会 白浜本部
TEL：0739-45-2711